

すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただきます、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施致します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整を行います。

17. その他運営に関する重要事項

- 1) 当事業所は設備や備品、職員、会計等に関する諸記録を整備します。また、居宅サービス計画やサービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存します。
- 2) 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3) 施設を運営する代表者及び役員について、暴力団関係者を含めません。また、施設の運営に関して、暴力団関係者に有益となる行為を行いません。